

再評価結果一覧表

【直轄事業】

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標による評価	局対応 方針 (案)	経緯	決定理由	本省対応方針
			総便益 (億円)	便益の主な根拠							
沙流川総合開発事業 北海道開発局	その他	920	747	浸水戸数：1,371戸 浸水農地面積：917ha	667	1.1	・昭和37年には平取地点でピーク流量3,470m ³ /sを記録し、平取町・門別町で死者1名、304戸の浸水被害が発生しているなど、過去40年間に8回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、平取地点で整備計画目標流量4,300m ³ /sの洪水流量を3,200m ³ /sまで調節する	継続	H12.12.5第1回流域委員会 H13.2.19第2回 " H13.6.1第3回 " H13.8.27第4回 " H13.10.4第5回 " H13.11.7第6回 " H13.12.18第7回 " H14.2.12第8回 " H14.4.11第9回 " H14.7.19 整備計画策定 H14.7.31 北海道開発局事業審議委員会に整備計画策定を報告 H14.8.6 対応方針(案)提出	再評価の手続きに相当する河川整備計画が策定されており、治水の事業の必要性、費用対効果の観点等から総合的に判断して事業継続が妥当	継続
サンルダム建設事業 北海道開発局	10年継続中	530	554	浸水戸数：4,000戸 浸水農地面積：1,000ha	245	2.3	・昭和50年には、名寄市等で2,642戸の浸水被害が発生しているなど、過去30年間に4回の浸水被害が発生している。 ・当該事業の実施により、真敷別地点で1,800m ³ /sの洪水流量を1,400m ³ /sまで調節する。 ・名寄市、下川町ではサンルダムを水源とした水道事業を実施中。	継続	H14.7.22 第1回事業評価検討委員会幹事会 H14.7.24 第1回事業評価検討委員会 H14.7.31 北海道開発局事業審議委員会 H14.7.22 第2回事業評価検討委員会幹事会 H14.7.24 第2回事業評価検討委員会	治水・利水上の事業の必要性等の観点から総合的に判断して事業継続が妥当	継続
胆沢ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	2,440	2,131	浸水戸数：54,650戸 浸水面積：30,000ha	1,029	2.1	・基準地点(狐禅寺)での基本高水流量13,000m ³ /sのうち、4,500m ³ /sをダム群により調節する。このダム群による洪水調節4,500m ³ /sのうち、胆沢ダムでは171m ³ /s(昭和22年9月型洪水)、1,099m ³ /s(昭和23年9月型洪水)の洪水調節効果がある。 ・下流への既得用水、約9,700haの農地へのかんがい用水、胆江広域水道企業団(2市3町)への水道用水等への供給が可能となり、10年に1回程度発生する濁水を回避	継続	H14.7.29 事業評価監視委員会 H14.8 対応方針(案)提出	治水・利水上の事業の必要性等の観点から総合的に判断して事業継続が妥当。今後も胆沢ダム建設事業を継続し、早期完成を旨とする。新技術の積極的な導入等により、更なるコスト削減に努めるものである。	継続
鳥海ダム建設事業 東北地方整備局	再々評価	960	461	浸水戸数：3,400戸 浸水面積：1,600ha	272	1.7	・基準地点(二十六木橋)での基本高水流量3,100m ³ /sのうち、800m ³ /sをダム群により調節する。このダム群による洪水調節800m ³ /sのうち、鳥海ダムでは570m ³ /s(昭和33年9月型洪水)の洪水調節効果がある。 ・下流への既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持を図るとともに、水道用水等への供給が可能となり、10年に1回程度発生する濁水を回避できる。	継続	H14.7.29 事業評価監視委員会 H14.8 対応方針(案)提出	治水・利水上の事業の必要性等の観点から総合的に判断して調査継続が妥当。環境アセスメントを実施して早期の建設事業着手、完成を目指すものである。	継続
渡良瀬遊水池総合開発(期)事業 関東地方整備局	その他	400	959	浸水世帯数：56,260世帯 浸水面積：38,697ha	207	4.6	・当該事業の実施により、渡良瀬遊水池と相まって、渡良瀬川の合流量を調整し、利根川本川の計画高水流量に影響を与えないものとする。 ・利根川はS62、H2、H6、H8年と最大30%、40~70日の長期にわたる取水制限を実施しているなど2~3年に1回濁水が発生している。当該事業の実施により安定した供給が可能となる。 ・利水予定者からの事業参画の意思表示がないこと。	中止	H7.10.12第1回事業審議委員会 H7.11.30第2回事業審議委員会 H8.1.21公聴会 H8.3.4第3回事業審議委員会 H8.6.20第4回事業審議委員会 H8.8.8第5回事業審議委員会 H8.12.24第6回事業審議委員会(中間答申) H14.8.6第7回事業審議委員会(答申) H14.8 今後の進め方について報告	治水の必要性は高いものの現段階において利水予定者の事業参画の意思表示がないため、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。なお、治水対策については別途検討が妥当。	中止
清津川ダム建設事業 北陸地方整備局	その他	2,500	5,900	浸水戸数：110,000戸 浸水農地面積：34,000ha	940	6.3	・既設ダムと清津川ダムにより、基準地点小千谷では計画洪水調節量2,500m ³ /s、約70%~80%(新潟県魚沼地方中心の洪水)、約10%~20%(長野県中心の洪水)を調節出来る。 ・清津川ダムの新規利水要望は、S59の実調着手時28.5m ³ /sから、H11時点13.725m ³ /sに減少している。そのうち都市用は、13.5m ³ /sから2.113m ³ /sに減少している。 ・清津川沿川及び信濃川小千谷基準地点への不特定補給により10年に1回程度の濁水を回避できる。 ・国立公園特別保護地域、名勝天然記念物「清津峡」、ブナを主とする自然林等の水没を考慮し環境に配慮	中止	H12.8.28 与党三党による公共事業見直し中止勧告 H12.9.27H12第1回事業評価監視委員会 H12.11.26H12第2回事業評価監視委員会 H13.7.12第1回専門委員会 H14.7.5第12回専門委員会 H14.7.29H14第1回事業評価監視委員会	「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが河川整備の優先順位が不明確であること、また利水面では、現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられることから、清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最大限尊重し、清津川ダム実施計画調査の中止は妥当。	中止